電気事業託送供給等収支計算規則事業者設定基準届出書

沖電送送企発第 5 号 令和 7 年 7 月 30 日

経済産業大臣 武藤容治 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号 沖縄電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定に基づき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

- 1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準
 - 2.発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税(調整交付金で手当される事業税相当額を除く。)、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定(貸方)を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (令和6年6月19日20240617電委第1号)」

- 2. (1) ②ロに規定する基準
 - 2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. に基づき、次のとおり整理されていること。
 - (1) 一般管理費は、次のとおり整理されている。 電気事業営業費用のうち、送配電部門に係る費用は、次の方法により抽出することにより整理されている。
 - ② ①で整理された一般管理費は、次の方法により水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、送電費、変電費、配電費及び販売費(以下「8部門」という。)に配分することにより整理されている。
 - ロ イの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、 営業費用項目ごとに整理されている。

別表第1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	各部門業務用建物床面積比	
	(建物については、自己所有物	_
	件及び賃借物件とする。)	
賃借料	各部門業務用建物床面積比	
	(建物については、賃借物件に	_
	限る。)	
委託費		各部門業務用建物床面積比
	_	(建物については、自己所有物
		件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

		一般管	管理費
		活動帰属基準	配賦基準
修繕費		各部門業務用建物床面積比	
		(建物については、自己所有物	_
		件に限る。)	
賃借料	借地借家料	各部門業務用建物床面積比	
	(直課分以外)	(建物については、賃借物件に	_
		限る。)	
	機械賃借料	直課された各部門人員数比	
	(直課分以外)		_
	その他賃借料	_	直課された各部門賃借料比
委託費	清掃業務		各部門業務用建物床面積比
		_	(建物については、自己所有物
			件及び賃借物件とする。)
	警備業務		各部門業務用建物床面積比
		_	(建物については、自己所有物
			件及び賃借物件とする。)
	業務機械化関係委託	直課された各部門人員数比	_
	費		
	その他委託費	_	直課された各部門委託費比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

修繕費については、自己所有物件の床面積比と関係があると考えられることから、実態に応じた整理を可能とすべく、「各部門業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)」を設定することとした。

賃借料のうち、機械賃借料(直課分以外)並びに委託費のうち業務機械化関係委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数との関係があると考えられることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料または委託費を除く当該費用を 8部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課され た各部門賃借料比」および「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

- 1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準
 - 2.発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税(調整交付金で手当される事業税相当額を除く。)、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定(貸方)を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (令和6年6月19日 20240617 電委第1号) 」 2. (11) ②、③ロ、ニおよびチに規定する基準

- 2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. に基づき、次のとおり整理されていること。
- (11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。
 - ② ①の整理により難い費用は、別表第2. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に配分することにより整理されている。
 - ③ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用(以下「非ネットワーク給電費用」という。)、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用(以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。)、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用(以下「非ネットワーク一般販売費用」という。)に整理されている。ロイの整理により難い費用は、別表第1.に定める活動帰属基準又は配賦基準によ
 - コ イの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により営業費用項目ごとに、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用に配分することにより整理されている。
 - 二 ハの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワークーク給電費用及び非ネットワーク給電費用

に配分することにより整理されている。

チ トの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク一般販売費用及び非ネットワーク一般販売費用に配分することにより整理されている。

別表第1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比	
	(建物については、自己所有物	_
	件および賃借物件とする。)	

別表第2. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比	
	(建物については、自己所有物	_
	件および賃借物件とする。)	

2. 設定した基準

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比	
	(建物については、自己所有物	_
	件に限る。)	

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

修繕費については、自己所有物件の床面積比と関係があると考えられることから、実態に応 じた整理を可能とすべく、「業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)」を 設定することとした。

- 1. 別表第1 (事業者に係る託送供給等収支配分基準) 2. に規定する基準
 - 2.発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費(汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。)、新エネルギー等発電等費、地帯間購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、他社購入電源費(調整交付金相当額を除く。)、他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)、非化石証書購入費、送電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、変電費(電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。)、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用、電源開発促進税、事業税(調整交付金で手当される事業税相当額を除く。)、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定(貸方)を、送配電部門の費用に整理すること。

「電気事業の託送供給等収支に関する監査について (令和6年6月19日20240617電委第1号)」

- 2. (11) ③ へ に規定する基準
 - 2. 電気事業営業費用のうち、送配電部門の費用が、本基準2. に基づき、次のとおり整理されていること。
 - (11) 販売費((1)により整理されたものを含む。)は、それぞれ次の方法により、離島供給費用、指定区域供給費用及び非離島等供給費用に整理されており、非離島等供給費用は、それぞれ次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に整理されており、給電費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク給電費用」という。)を抽出することにより整理され、販売需要家費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク販売需要家費用」という。)を抽出することにより整理され、一般販売費用から、一般送配電事業等に係る費用(以下「ネットワーク一般販売費用」という。)を抽出することにより整理されている。
 - ③ ①及び②により整理された非離島等供給費用は、次の方法により、ネットワーク 給電費用、給電費用のうちネットワーク給電費用以外の費用(以下「非ネットワーク給電費用」という。)、ネットワーク販売需要家費用、販売需要家費用のうちネットワーク販売需要家費用以外の費用(以下「非ネットワーク販売需要家費用」という。)、ネットワーク一般販売費用及び一般販売費用のうちネットワーク一般販売費用以外の費用(以下「非ネットワーク一般販売費用」という。)に整理されている。 へ ホの整理により難い費用は、別表第1. に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに、ネットワーク販売需要家費用及び非ネットワーク販売需要家費用に配分することにより整理されている。

別表第1. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
修繕費	業務用建物床面積比	
	(建物については、自己所有物	_
	件および賃借物件とする。)	
委託費		業務用建物床面積比
	_	(建物については、自己所有物
		件及び賃借物件とする。)

2. 設定した基準

	<u>'</u>		
		販売	艺費
		活動帰属基準	配賦基準
修繕費		業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物 件に限る。)	_
委託費	コールセンター関連業務(本島)	電話受付数比	_
	その他委託費		業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物 件及び賃借物件とする。)

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

修繕費については、自己所有物件の床面積比と関係があると考えられることから、実態に応 じた整理を可能とすべく、「業務用建物床面積比(建物については、自己所有物件に限る。)」を 設定することとした。

コールセンター関連業務(本島)については、電話受付数に応じて発生する性質であることを踏ま え、当該費用の発生により関連が見られる「電話受付数比」を設定することとした。